

指定就労継続支援A型事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長

指定就労継続支援A型事業所の経営状況に関する
実態調査および経営改善計画書等の提出について（依頼）

日頃から本市の福祉施策に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、A型事業所については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（障障発第0330第2号、厚生労働省留意事項通知）により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第192条第2項及び第6項に従った適切な事業運営を行っているかの実態を把握することとなっております。

つきましては、以下の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

1 実態調査の実施について

（1）対象事業所

就労継続支援A型事業所

（2）報告を求める書類

・就労支援事業別事業活動明細書（別紙様式1）

※令和5年度分（新規事業所については、指定年月日～令和6年3月31日分）

（3）提出期日

令和6年5月10日（金）

※郵送または下記問い合わせ先メールアドレスにご提出ください。

2 経営改善計画書等の提出について

就労支援事業会計において、「就労支援事業活動費用計」が「就労支援事業活動収益計」を上回っている事業所については、「川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第179条第2項を満たしていないこととなり、法第50条第1項第5号に該当することから、指定の取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の対象となりますが、経営改善計画書等を提出していただくことで、1年間を経営改善のための猶予期間としています。計画期間中に改善が見込まれない場合には、法第49条の規定に基づき、勧告・命令の措置を講じ、指定の取り消しや効力の停止を検討することとなりますのでご留意ください。

（1）対象事業所

就労支援事業別事業活動明細書（別紙様式1）において、「就労支援事業活動費用計」が「就労支援事業活動収益計」を上回っている事業所

(2) 報告を求める書類

- ・経営改善計画書（別紙様式 2-1）
 - ・経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等（別紙様式 2-2）
- ※「経営改善計画書」については、事業所のホームページで公表するよう努めてください。

(3) 提出期日

令和6年5月10日（金）

※郵送または下記問い合わせ先メールアドレスにご提出ください。

3 提出書類等掲載

障害福祉情報サービスかながわ

(<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=130>)

「書式ライブラリ」⇒「3 川崎市からのお知らせ」⇒「12. 事業者指導関係（3）調査等の依頼」

⇒2024/4/10 付「指定就労継続支援 A 型事業所の経営状況に関する実態調査及び経営改善計画書等の提出について」

4 その他注意事項

指定基準に基づいて生産活動収支を確認するものであるため、上記書類の提出がない場合、実地指導等の対象とすることがありますので、念のため申し添えます。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

住 所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044-200-0082

FAX 044-200-3932

メール 40sidou@city.kawasaki.jp